

■ 習志野市の公共用施設等における受動喫煙防止対策に関する指針の策定について

これまで本市の公共用施設等では、各施設において敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙の措置を講じてきました。

しかしながら、健康増進法や厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」の趣旨を鑑み、本市の公共用施設等について何らかの受動喫煙防止対策を講じる必要が生じました。

そこで、受動喫煙による健康への悪影響を防止し、市民等の健康の保持・増進を図ることを目的として、平成24年8月9日に「習志野市の公共用施設等における受動喫煙防止対策に関する指針」を策定しました。

本指針では、本市の公共用施設等を原則建物内禁煙とし、現在敷地内禁煙を実施している施設については、引き続き敷地内禁煙とすることを基本方針としています。

また、喫煙場所の設置に関し各施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策として、①建物内禁煙を実施する公共用施設等においては、建物の外（屋上等を含む。）に喫煙場所を設けること、②当該喫煙場所については、施設の出入口から極力離し、妊産婦や子どもが近づかない場所とすること、③施設の立地状況により受動喫煙防止のための配慮が困難であり、喫煙場所を設置できない場合は敷地内禁煙とすることとしています。

本指針の施行日は、市役所本庁舎機能の一部が京成津田沼駅前ビルの仮庁舎に移転することを契機に10月1日としており、施行までのスケジュールとしまして、9月1日から市ホームページへの掲載、広報ならしの9月15日号への掲載といったスケジュールで進め、各公共用施設等にポスターを掲示することで、市民の皆さんに周知していきます。

なお、本指針につきましては、喫煙される方に禁煙することを求めるものではなく、不特定多数の方が利用される公共用施設等において、喫煙される方とされない方がお互いに気持ち良く施設を利用していただくための方針でありますので、本指針の趣旨をご理解いただき、市民の皆さんのご協力をお願い致します。